



佐賀県公報

平成15年
12月5日
(金曜日)
第12393号

認することができる書面に現金領収日付印を受けることとした。(第四十七条
第三項関係)
3 この規則は、公布の日から施行することとした。

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 佐賀県財務規則の一部を改正する規則

(六一・会計課)一

規則

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更

(六〇七・福祉課)一

- 介護保険法に基づく医療機関の指定

(六〇八・〃)二

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定

(六〇九・長寿社会課)三

- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退

(六一〇・〃)五

- 佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正

(六一一・〃)五

- 廃川敷地等の発生

(六一二・漁政課)五

(六一三・河川砂防課)六

(六一四・〃)六

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定

公示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(生活文化課)六

(園芸課)七

- 開発行為に関する工事の完了

(建築住宅課)七

(まちづくり推進課)七

(建築住宅課)七

●佐賀県規則第六十一号
佐賀県財務規則の一部を改正する規則
佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。
第四十七条第一項中「入場券その他の証票を交付することによって納入される収入金」を「その性質上領収証書の交付が必要と認められない収入金」に改め、同条第三項中「入場券その他の証票の控え」を「収納金額を確認することができる書面」に改める。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

○公示

●佐賀県告示第六百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十条の二の規定により、
次とおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があつた。

平成十五年十二月十二日

佐賀県知事 古川 康

- 佐賀県財務規則の一部を改正する規則(規則第六一号)
1 諸収入金のうちその性質上領収証書の交付が必要と認められない収入金については、領収証書の交付を行わないこととした。(第四十七条第一項関係)
2 出納員又は経理員が領収証書の交付を行わなかつたときは、収納金額を確

一 廃止医療機関

				旧	新	旧	新	林	西	こ	せ	吉	●佐	旧	新		
				リウマチクリニック二二	鶴田整形外科クリニック	いとう医院	まつお内科・消化器科	医	村歯科医院	ころ歯科	とぐち内科	本クリニッ	賀県告示第六百八号	養命堂支店薬局	ヨウメイ堂薬局		
				リニック二一	リウマチクリニック二二	まつお内科・消化器科	二変更医療機関	院	歯科	歯科	内科	クニック	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同	藤津郡嬉野町大字下宿乙一六二番	平成一五・九・一		
				鳥栖市今町六六七番地八	鳥栖市弥生ヶ丘二丁目一四四	小城郡牛津町大字上砥川一七四番	地八	伊万里市黒川町塩屋二二七番地一	武雄市朝日町大字甘久一八五七番	地一	佐賀郡芦刈町大字永田三二八番地	佐賀郡久保田町大字久保田一三〇番地六	佐賀市堀川町一〇号	佐賀市堀川町一〇号	佐賀市堀川町一〇号	藤津郡嬉野町大字下宿乙一六二番	
				平成一五・九・一〇	平成一五・九・一四四	平成一五・七・二八	平成一五・四・一	平成一五・一〇・一	平成一五・一〇・一	平成一五・九・一	平成一五・九・一	平成一五・一〇・一	平成十五年十二月十二日	佐賀県知事 古川 康	古川 康	平成一五・九・一	
				さ よ が わ 薬 局	あ さ ひ 薬 局 山 本 店	櫻歯科医院	西村歯科医院	医療法人会こころ歯科	医療法人せとぐち内科	医療法人せとぐち内科	医療法人希望会	副島整形外科クリニック	吉本クリニッ	佐賀県告示第六百八号	養命堂支店薬局	ヨウメイ堂薬局	
				七	伊万里市山本一三九六番地	藤津郡嬉野町大字下宿乙二二二四	地一	伊万里市黒川町塩屋二二七番地一	佐賀郡久保田町大字久保田一三〇番地六	鳥栖市藏上二丁目一八六番地	鳥栖市藏上二丁目一八六番地	佐賀市和多田天満町一丁目二番一号	佐賀市堀川町一〇号	佐賀市堀川町一〇号	佐賀市堀川町一〇号	藤津郡嬉野町大字下宿乙一六二番	平成一五・九・一
				平成一五・一〇・一	平成一五・一〇・一	平成一五・九・一	平成一五・九・一	平成一五・一〇・一	平成一五・一〇・一	平成一五・一〇・一	平成一五・一〇・一	平成一五・一〇・一	平成十五年十二月十二日	佐賀県知事 古川 康	古川 康	平成一五・九・一	

●佐賀県告示第六百八号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

神埼薬剤師会薬局 「サボート」	神埼郡東脊振村大字三津一六八番地 鳥栖市下野町二三四〇番地
●佐賀県告示第六百九号	
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。	
平成十五年十二月十二日	
佐賀県知事 古川康	
一 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日	
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
名 称 有限会社こがホーム	
所在地 小城郡小城町二百七十三番地十三	
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	
名 称 グループホームこころ小城	
所在地 小城郡小城町百八十三番地十三	
サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護	
二 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日	
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
名 称 有限会社ヴァンヴェール	
所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一	
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	
名 称 グループホームこもれび	
所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一	
サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護	
三 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日	
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	
名 称 有限会社都紀	
所在地 佐賀市本庄町大字袋二百二十九番地八	
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	

六 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日	五 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日	四 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社エクセルサポート	名 称 ケアホームどんぐり	名 称 医療法人長生会
所在地 佐賀市嘉瀬町大字中原千九百七十六番地三	所在地 佐賀市嘉瀬町大字中原千九百七十六番地三	所在地 佐賀市西与賀町大字厘外千二百三十六番地七
サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護	サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護	サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 さつき苑	名 称 さつき苑	名 称 有限会社ユートピア
所在地 佐賀市西与賀町大字厘外八百四十一番地九	所在地 佐賀市西与賀町大字厘外八百四十一番地九	所在地 佐賀市西与賀町大字厘外千二百三十六番地七
サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護	サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護	サービスの種類 指定痴呆対応型共同生活介護
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 有限会社都紀	名 称 有限会社都紀	名 称 有限会社都紀
所在地 佐賀市本庄町大字袋二百二十九番地八	所在地 佐賀市本庄町大字袋二百二十九番地八	所在地 佐賀市本庄町大字袋二百二十九番地八
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称	立野紀水苑	
所在 地	佐賀郡東与賀町大字下古賀六十番地一	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
サービスの種類	指定痴呆対応型共同生活介護	指定年月日 平成十五年十二月一日
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	七
名 称	有限会社ナオ工	(一)
所在 地	佐賀郡川副町大字犬井道百五十一番地一	所在地 佐賀市本庄町大字袋三百二十六番地二十
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	八
名 称	グループホームしおぶ園	(一)
所在 地	佐賀市本庄町大字袋三百二十六番地二十	所在地 伊万里市立花町千八百五十番地六
サービスの種類	指定痴呆対応型共同生活介護	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
指定年月日	平成十五年十二月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	九
名 称	社会福祉法人佐賀整肢学園	(一)
所在 地	佐賀市金立町大字金立二千二百十五番地二十七	所在地 佐賀市金立町大字金立二千二百十五番地二十七
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	十
名 称	佐賀整肢学園・かんざき清流苑	(一) 指定年月日 平成十五年十二月一日
所在 地	神埼郡神埼町大字鶴二千九百二十七番地二	所在地 伊万里市立花町千八百五十番地六
サービスの種類	指定痴呆対応型共同生活介護	サービスの種類 指定通所介護
指定年月日	平成十五年十二月一日	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	十一
名 称	有限会社ケアバンク	(一)
所在 地	佐賀市若宮一丁目十七番六十五号	所在地 神埼郡神埼町大字田道ヶ里二千二百十六番地一
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	十二
名 称	デイハウス美則の家	(一) 指定年月日 平成十五年十二月一日
所在 地	佐賀市若宮一丁目十六番三十三号	所在地 神埼郡神埼町大字本堀字四本松千六百二十番地二
サービスの種類	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 指定通所介護
名 称	デイハウス美則の家	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在 地	唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二	名 称 医療法人元生會
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	所在地 唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二
名 称	デイサービスセンターこはる園	サービスの種類 指定通所介護
所在 地	唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二	(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
サービスの種類	(三) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地	十
名 称	デイサービスセンターコはる園	(一) 指定年月日 平成十五年十二月一日
所在 地	唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二	所在地 唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二
サービスの種類	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 指定通所介護

●佐賀県告示第六百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年十二月十二日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社インターケア佐賀

所在地 佐賀市鍋島町大字森田字二本松桜 千百四番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 インターケア佐賀居宅介護支援センター

所在地 佐賀市鍋島町大字森田字二本松桜 千百四番地一

サービスの種類 指定居宅介護支援

二 (一) 指定年月日 平成十五年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ほほえみ

所在地 武雄市朝日町大字甘久二千八百三十三番地

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 居宅介護支援サービスほほえみ

所在地 武雄市朝日町大字甘久二千八百三十三番地

サービスの種類 指定居宅介護支援

指定年月日 平成十五年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人元生會

所在地 唐津市町田一丁目二千三百九十八番地二

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

●佐賀県告示第六百十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があつた。

平成十五年十二月十二日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
秋吉医院	三養基郡中原町大字原古賀五一八番地四	平成一五・一二・一

●佐賀県告示第六百十一号

佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和五十三年佐賀県告示第六百十号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月十二日

佐賀県知事 古川 康

別表の二の項中「年一・一五%」を「年一・二〇%」に、「年〇・九五%」を「年一・〇%」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の佐賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年十一月二十一日以後に知事が利子補給することを適當と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金から適用する。
- 2 平成十五年十一月二十日以前に知事が利子補給することを適當と認めた漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

●佐賀県告示第六百三十三号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県土木部河川砂防課及び佐賀土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十二月十一日

佐賀県知事 古川 康

一 河川の名称

嘉瀬川水系本庄江

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十五年十二月十二日

三 廃川敷地等の位置

佐賀市鍋島町大字八戸字一本柳籠一一〇一一番一地先

四 廃川敷地等の種類及び面積

(1) 種類 土地

(2) 面積 三一一〇・四一平方メートル

●佐賀県指示第六百三十四号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年1月7日まで佐賀県庁「さが元気ひろば」において縦覧に供する。

平成15年12月12日

佐賀県知事 古川 康

その関係図書は、佐賀県土木部河川砂防課、唐津土木事務所及び厳木町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十二月十一日

佐賀県知事 古川 康

住吉地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次直線で結んだ線及び標柱七号と標柱一号を直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	東松浦郡	厳木町	本山	明神山	一一一九番三
二	"	"	"	"	一一一九番八
三	"	"	"	"	一一一六番
四	"	"	"	"	一一一九番一
五	"	"	"	"	一一一九番一
六	"	"	"	"	一一一九番一
七	"	"	"	"	一一一九番四

○ ◇ ■

1 申請のあった年月日
平成15年11月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称 特定非営利活動法人さが市民活動サポートセンター
(2) 代表者の氏名 宮本 一彦

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8番32号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、佐賀市を中心とする市民活動の発展を図るために、市民活動を行う者同士のネットワークを構築し、市民活動の環境基盤整備、自治体と市民活動を行う者との関係の構築等についての事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成15年12月12日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他 の規格	生産業者		登録年月日
					氏名又は 名称	住所	
佐賀県肥料711号	混合有機質肥料	トーテンの魚粉	窒素全量4.0% りん酸全量3.0%		堀川良一	佐賀県藤津郡塩田町大草野丙黒木310番地	平成15年11月18日

平成15年12月12日受験番号 姓 名

佐賀県知事 古川 康

受験番号	姓 名	受験番号	姓 名
8B-10065M	古館 大蔵	8B-10079M	佐々木 龍也
8B-10092L	大久保 憲紀	8B-10106L	内山 孝浩
8B-10135M	古川 雄司	8B-10148L	田中 真吾
8B-10162L	山下 章吾	8B-10179P	甲斐 靖之
8B-10222R	井手 康晴	8B-10275M	大島 幸身
8B-10277P	山口 正剛	8B-10289M	中島 博之
8B-10303M	川原 啓	8B-10331M	中尾 圭吾
8B-10345M	松木 崇幸	8B-10363Y	江口 陽子
8B-10374N	岸 さやか	8B-10387M	黒田 大志郎
8B-10388N	久我 紀弘	8B-10416N	権藤 貴紀
8B-10431P	福田 将也	8B-10443M	古里 勇二
8B-10461Y	本村 貢	8B-10473P	松尾 さゆり
8B-10474R	西山 浩生	8B-10487P	成井 真子
8B-10488R	末次 勝徳	8B-10528N	前川 勝幸
8B-10542N	伊東 嘉満	8B-10573Y	古賀 露

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成15年12月12日

佐賀県知事 古川 康

- 開発区域に含まれる地域の名称
鹿島市大字井手字參の柳824番1、1468番1、1470番1、1471番、1473番、1481番1、1481番2、1482番、2104番、2105番及び2108番並びに大字森字水

町95番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号

株式会社ダイナム

平成15年7月6日及び同年9月28日に実施した二級建築士試験並びに平成15年7月27日及び同年10月12日に実施した木造建築士試験の合格者は次のとおりです。

平成15年12月12日

平成15年12月12日(金)

報公県賀佐

8B-10586R	樋口 由美子	8B-10598N	清村 真二	8B-20168P	松永 學	8B-20279N	原 良子
8B-10614R	小野 友好	8B-10616K	本告 真一	8B-20323R	田中 寿実	8B-20378P	松尾 亮輔
8B-10626N	村崎 晋哉	8B-10671Y	杉原 喜久	8B-20477R	山口 征吾	8B-20478Y	加藤 大輔
8B-10682N	岩永 純子	8B-10696N	藤本 浩二	8B-20520Y	佐藤 孝治	8B-20535K	日山 豪
8B-10700K	松本 純子	8B-10725P	田中 史朗	8B-20549K	古川 修	8B-20563K	實松 利征
8B-10752N	廣川 聰	8B-10795P	山田 寛人	8B-20575R	野元 京子	平成15年木造建築士試験	
8B-10799L	満原 早苗	8B-10809P	碇 伸司	8B-10837P	淺野 真佐子	合格者なし	
8B-10823P	坂口 泰一	8B-10893P	今村 俊文	8B-10964R	鮎川 昭二		
8B-10879P	河西 龍彦	8B-11034R	木下 博人	8B-11079Y	馬場 光徳		
8B-10949P	中山 秀一	8B-11171M	古賀 三由希	8B-11076R	野中 万里子		
8B-10978R	山下 里絵	8B-11173P	島瀬 裕之	8B-11245Y	山口 栄蔵		
8B-10991P	鳥丸 鶴一	8B-11270N	江上 朝美	8B-11272R	安部 由利子		
8B-11062R	小川 大輔	8B-11312N	福田 泰之	8B-11356R	樺島 和枝		
8B-11104R	廣畠 政幸	8B-11368N	野中 勇太	8B-11370R	八坂 篤		
8B-11173P	埋金 利夫	8B-11424N	森園 正照	8B-11410N	山口 貴博		
8B-11270N	島瀬 裕之	8B-11480N	南里 智弥	8B-11466N	松永 晋幸		
8B-11312N	江上 朝美	8B-11508N	吉長 卓也	8B-11494N	大石 壽一郎		
8B-11368N	福田 泰之	8B-11522N	中島 啓輔	8B-11510R	食場 慎一		
8B-11382N	埋金 利夫	8B-11552R	兼武 優彦	8B-11535M	久保 淳司		
8B-11424N	森園 正照	8B-11508N	吉長 卓也	8B-11578N	東 靖之		
8B-11480N	南里 智弥	8B-11522N	中島 啓輔	8B-11620N	家原 賢一		
8B-11508N	吉長 卓也	8B-11552R	兼武 優彦	8B-11638K	池田 竜太	8B-20027N	坂本 英誠
8B-11606N	馬場 喜隆	8B-11638K	池田 竜太	8B-20082M	浦川 俊一郎	8B-20110M	副島 修一郎